

《全 文》

【文献番号】 2 5 6 0 4 5 6 6

国家賠償等請求事件
東京地方裁判所平成31年（ワ）第10997号
令和4年3月10日民事第37部判決
口頭弁論終結日 令和3年12月9日

判 決

原告 A
同訴訟代理人弁護士 海川直毅
同 内田明
同 林田祐真
被告 東京都
同代表者知事 B
同指定代理人 C 外4名

主 文

- 1 被告は、原告に対し、22万円及びこれに対する平成31年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを15分し、その14を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する平成31年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、軽犯罪法違反の罪に係る被疑者として捜査の対象となった原告が、警視庁に所属する警察官から、違法な職務質問、身体拘束、取調べ、所持品検査、写真撮影、指掌紋記録作成、暴行及び差別的言動を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の損害合計330万円及びこれに対する違法行為のあった日である平成31年2月5日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがない。なお、以下においては、証拠について枝番を全て挙げる場合には、枝番の記載を省略する。）

（1）原告は、昭和40年生まれの男性であり、給水管設置工事等を行う中津産業株式会社（以下「中津産業」という。）の代表取締役を務めている。

（2）警視庁第一自動車警ら隊の警察官は、平成31年2月4日午後9時25分頃（以下、同日の午後の時刻をいう場合及び同月5日の午前中の時刻をいう場合には年月日の記載を省略する。）、東京都中野区α×丁目×番先の通称山手通りの道路上（以下「本件道路」という。）において、停車中の中津産業所有の自家用普通乗用自動車（以下「本件車両」という。）の運転席に作業服姿で座っていた原告に声をかけた。

警察官が、原告の承諾を得て、本件車両内を確認したところ、本件車両内から、鞘付きナイフ及びツールナイフ等の工具のほか、タクティカルペン（以下「本件器具〔1〕」という。）や、本体が円筒状で、一方の先端に向かって先細りしている器具（以下「本件器具〔2〕」といい、本件器具〔1〕と併せて「本件各器具」という。）等が発見された。

警察官が、原告に対し、本件各器具の携帯理由について質問するなどした後、原告及び警察官は、中野警察署（以下「中野署」という。）へ移動した。

警察官は、中野署において、原告が正当な理由がなく凶器である本件各器具を隠して携帯していたという軽犯罪法違反被疑事件（以下「本件被疑事件」という。）について、原告に対する取調べ、原告の鑑識資料の作成、本件車両内の写真撮影等の捜査を行った。

（以上につき、乙1、2、10、11及び弁論の全趣旨）

（3）中野署における捜査を終えた後、原告は、警察官に同行されて原告の自宅へ向かい、午前5時頃、自宅前に到着した。その後、警察官は、原告の住居を確認するための捜査を行い、これを終えると、原告は、自宅に戻った。（乙12）

（4）中野署長は、平成31年4月19日、本件被疑事件を東京区検察庁検察官に送致した。

東京区検察庁検察官は、同月26日、本件被疑事件につき原告を不起訴処分（嫌疑不十分）とした。

（以上につき、乙15、弁論の全趣旨）

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、〔1〕警察官の行為が国家賠償法上違法か、〔2〕損害額であり、各争点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（1）争点1（警察官の行為が国家賠償法上違法か）

（原告の主張）

ア 違法な職務質問であること

原告は、本件当日、東京都練馬区所在の建物において発生した漏水事故に対応するため出勤しており、事故対応を終えて中津産業の事務所（原告の自宅があるビル3階）に戻る途中に職務質問を受けた。職務質問を受けた際、原告は、停車中の本件車両内で茶を飲むなどして休憩していたにすぎず、何らの異常な挙動も存在しなかった。したがって、警察官は、職務質問を開始するための警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項の要件を欠くにもかかわらず、原告に対する職務質問を行ったものであるから、同職務質

間は違法である。

また、本件車両内から本件各器具等が発見されたが、そのことにつき犯罪の嫌疑がないから、職務質問を継続するための警職法2条1項の要件を欠いていた。すなわち、本件各器具は、通常想定し得るような使用方法において他人に危害を与えるものではないから、軽犯罪法1条2号の「器具」に該当しない。また、原告は、工事業者としての業務上、本件各器具を使用するのであるから、その所持には正当な理由がある。さらには、原告は、本件各器具を一般的な保管方法により保管していたから、本件各器具を隠していたともいえない。したがって、原告による本件各器具の所持は、何ら違法なものではない。

そして、警職法は、警察法の特別法であるから、警職法2条1項の要件を満たさない声かけや所持品検査を行うことが、警察法2条1項により許容されることはない。

イ 違法な身体拘束がされたこと

(ア) 違法な任意同行であること

原告は、警察官から、中野署への任意同行を求められ、これを承諾しなかったにもかかわらず、警察官は、路上で原告を取り囲み、任意同行に従わなければ公務執行妨害で逮捕すると脅した上、警察官の1人が本件車両の助手席に乗り、赤色灯を点灯させた捜査車両が本件車両の前後を挟む状態で、本件車両を中野署に移動させた。原告は、任意同行を断って帰宅することは心理的にも物理的にも困難な状況下で中野署へ連れて行かれたものであり、これは、強制力を伴う違法な任意同行であったといえる。

(イ) 実質逮捕状態による取調べが行われたこと

原告は、職務質問を受けてから帰宅を許されるまでの間、夜間、継続して捜査を受けた。原告は、何度も帰宅させてほしいと求め、また、自宅にいる妻と連絡を取りたいと申し出たが、警察官は全く取り合わず、原告を中野署に留め置くとともに、原告が妻に対して直接電話をかけることも許さなかった。このような状態は、実質的に逮捕と同視すべきである。

とりわけ、本件被疑事件は、住居若しくは氏名が明らかでない場合又は逃亡のおそれがある場合に限り現行犯逮捕が許される、いわゆる軽微事件であるが、原告についてはその要件を満たしていなかったのであり、警察官の措置は令状主義の精神に著しく反している。

ウ 任意取調べの限界を超えた違法な取調べであること

原告は、中野署において、深夜、8時間という長時間の取調べを受けた。

本件被疑事件は、いわゆる軽微事件であり、また、原告は、本件各器具を所持していたことは争っていないのであるから、深夜、長時間にわたり事情聴取すべき必要性などなかった。原告は、住所や職業も安定しており、逃亡や罪証隠滅のおそれは皆無であったから、仮に軽犯罪法違反の要件充足性を検討するために事情聴取が必要であったとしても、日を改めて行えば足りることである。また、上記イのとおり、原告は、取調べ中、何度も帰宅することを求めたり、自宅にいる妻との連絡を取ることを求めたりしたが、許されなかった。

以上の事情に鑑みれば、原告に対する取調べは、必要性及び相当性を欠いており、任意捜査として許容される限度を超えた違法なものであったことは明らかである。

エ 所持品検査が違法であること

中野署の警察官は、原告の承諾を得ることなく、原告のジャンパー及びズボンのポケットに手を入れたり、原告の陰部や肛門を執拗に触ったりして、所持品検査を行った。このような所持品検査は、強制的に行われたものであり、かつ、態様や方法において悪質であり、その必要性もなかったのであるから、少なくとも任意で行われる所持品検査の許容限度を逸脱した違法なものといえる。

オ 写真撮影及び指掌紋記録作成が違法であること

中野署の警察官は、原告の承諾を得ることなく、また、写真撮影及び指掌紋記録作成を行う必要性などなかったにもかかわらず、容疑を認める供述調書への署名押印に応じない原告に対する意趣返しのために、写真撮影及び指掌紋記録作成を行った。このような写真撮影及び指掌紋記録作成は、強制的に行われたものであり、少なくとも必要性及び相当性を欠いていたから、違法なものといえる。

カ 原告に対する暴行及び差別的言動

警察官は、捜査の目的や必要性に照らし社会的に相当といえる限度で任意捜査を行うことができるが、本件当日、中野署に所属する「当番」の腕章を付けていた1名の警察官（以下「当番警察官」という。）の原告に対する以下の言動は、差別的ないし暴力的であり、原告の人格をおとしめ、身体的状況等を侮蔑したものであるから、社会的に相当といえる限度を超える違法な捜査といえる。

(ア) 当番警察官は、原告が中野署に到着した直後、原告を中野署の取調室に連行する際にエレベーターに乗り込むや否や、原告の首を鷲づかみにして「後ろを向け。」と命じ、原告の首をエレベーター内の壁側に向け、動かないようにエレベーターの奥の壁に押さえ付けるなどの暴行を加えた。

(イ) 当番警察官は、取調室に入室して、強い口調で「建設業者なんてロクなもんじゃねえんだよ。ケツの穴に何か隠しているに違いない。」と言い放ち、原告に対して「おいケツを割れ。」と指示した。原告がその意を問うと、当番警察官はあきれた顔で「これだから高卒の人間は疲れるんだよ。」と言い、原告に対して「手を机につけ。足を開け。」と強い口調で命じた。原告がこれに仕方なく応じると、当番警察官は、他の警察官をして、原告の陰部や肛門等を執拗に触らしめ、危険品等を隠匿していないかを確認させた。当番警察官のかかる行為に憤慨した原告が「裁判所の令状なしにこんなことやってよいのか。」と問い質すと、当番警察官は「裁判所なんて関係ないんだよ。ここでは俺が法律だ。」と言い放った。

(ウ) 原告が、中野署の警察官が作成した供述調書の署名指印に拒否した際、当番警察官は、原告に対し、「あんた騙りだろう。中津産業の社長を名乗っているが、所詮会社をクビにされたホームレスか何かに違いない。念のため空き巣や窃盗などの犯歴がないか調べるために、指紋を取るから。」といい、原告を写場に連行して指掌紋を採取した。

(エ) 原告が、指掌紋記録作成の際に転倒して左膝を強打して負傷した直後に写場から移動する際、当番警察官は、階段の上から、「おい障害者。さっさと上がれ。」と言った。

キ 結論

警察官の上記各行為は、警職法2条1項や刑法197条1項などの客観的な法規に違反する違法なものであり、国家賠償法上も違法である。

(被告の主張)

ア 国家賠償法上の違法性の判断基準について

国家賠償法1条1項にいう違法とは、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することとされている。

警察官による職務質問及び軽犯罪法違反の捜査が国家賠償法上違法であるというためには、当該警察官の判断が、証拠の評価について通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、経験則、論理則に照らして、当時の資料の下で常識上到底首肯し得ないほど合理性を欠く重大な過誤が認められる場合に

違法となると解すべきである。

上記の基準に照らせば、以下のとおり、本件において、警察官の職務行為に国家賠償法上の違法は認められない。

イ 原告に対する職務質問は違法ではないこと

原告は、本件車両内からパトカーを見るなり、顔を下方に向けてそらすという不審な行動をとっていた。そのような行動は、警職法2条1項の「異常な挙動」に該当するから、職務質問の要件は満たしている。

また、警察官は、本件各器具の携帯理由に関する質問に対する原告の回答が不自然に変遷したことや、本件車両内に明らかに護身用と考えられる催涙スプレーも携帯していたことなどの具体的状況を総合的に判断し、警職法2条1項の要件に該当すると認めて職務質問を継続した。このような警察官の判断に、常識上到底首肯し得ないほど合理性を欠く重大な過誤は認められない。

さらに、警職法2条1項の要件に該当しない場合であっても、警察法2条1項に掲げられている警察の責務を全うするために必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されている。警察官が、原告の任意の協力を求める形で声かけを行い、原告の承諾を得た上で免許証の提示や本件車両内の確認を求めた行為は、その態様に鑑みても、警察法2条1項に照らし適法なものである。

ウ 中野署への任意同行は違法ではないこと

原告が本件各器具等を携帯していた理由の聴取に時間を要することが予想され、このまま人目のある路上で事情聴取をすることは原告にとって不利であることから、警察官が、原告に対し、警察署で話を聞かせてほしい旨告げたところ、原告が承諾したため、原告が本件車両を運転する形で中野署に移動した。このような中野署への任意同行は適法であって、実質的な逮捕ではない。

エ 原告に対する取調べは違法ではないこと

原告に対する取調べは、午後10時30分頃から午前3時30分頃まで5時間にわたり行われた。原告は、本件各器具の携帯理由について供述内容を不自然に変遷させ、あいまいな供述を繰り返すのみで、本件各器具の具体的な使用状況についての説明もなかったことから、警察官は、真の携帯理由はいかなるものであるかについて繰り返し何度も確認する必要があった。したがって、不当な長時間の取調べであったと評価することはできない。

本件被疑事件は、凶器携帯という、人の生命、身体に危害を加える犯罪に発展する危険性がある行為に關するものであったことに鑑みれば、公共の安全と治安の維持のため、できる限り早く本件各器具の携帯理由を解明する必要があった。原告に対する取調べを後日行うこととすれば、原告が、本件各器具の携帯理由について裏付け不可能な言い訳を考えたり、関係者への口裏合わせなどをしたりするおそれもあった。警察官は、取調べを実施することについての原告の意向を確認し、原告がこれを承諾したため、以上の事情を総合的に考慮して、取調べを実施したものである。

なお、原告は、取調べの際、携帯電話で自宅に電話をかけたい旨申し出たが、警察官から、「警察の方で連絡しますが、どうしますか。」と言われ、それ以上に自身の携帯電話で連絡することを求めることはなく、「じゃあ、そうしてください。」と答えて、自宅への連絡を警察官に委ねた。警察官が、原告が妻に電話をかけることを許さなかったという事実はない。

したがって、原告に対する取調べは違法なものではない。

オ 原告の所持品を確認した行為が違法ではないこと

警察官が、原告の承諾なく原告の着衣のポケットに手を入れ、原告の陰部や肛門を執拗に触るなどして、原告が危険物等を隠匿していないか確認した事実はない。

原告は、中野署の警察官から、着用しているジャンパー及びズボンのポケット内に入っていた携帯電話等を取り出すよう申し向けられた際、これを承諾し、自らポケット内に入っていた携帯電話等を取り出して、取調室の机の上に用意された箱の中に置いており、その後、警察官は、改めて原告の承諾を得た上で、着衣の外側から手を触れ、ジャンパーのポケット内に手を入れて原告が凶器等の危険品等を携帯していないかを確認した。

したがって、警察官が原告の所持品を確認した行為は適法である。

カ 鑑識資料の作成は違法ではないこと

中野署の警察官が、原告に対し、写真撮影及び指掌紋採取の協力を依頼すると、原告は一度不満を示したものの、警察官が、再度、協力を依頼すると、原告はそれ以上の言動をしなかった。そして、原告は、写真撮影及び指掌紋採取を行う場所への移動を促されると、自ら移動し、写真撮影及び指掌紋採取の際も、中野署の警察官の指示に素直に従っていた。そのため、原告は、これらの鑑識資料の作成に承諾していたといえる。

また、原告の写真は、人定や裏付け捜査等に必要な資料であり、原告の指掌紋は、原告が本件各器具を所持していたという事実を裏付ける資料となり得るから、これらの資料を収集するための写真撮影及び指掌紋記録作成について必要性が認められる。

キ 中野署の警察官は差別的・暴力的言動をしていないこと

中野署の警察官は、上記（原告の主張）カ記載の言動を行っていない。

（2）争点2（損害額）

（原告の主張）

原告は、被告による一連の不法行為により、以下のとおり合計330万円の損害を被った。

ア 工事のキャンセルに伴う逸失利益

原告は、警察官の一連の違法行為による極度の疲労と睡眠不足により、平成31年2月5日早朝より予定されていた工事をキャンセルすることを余儀なくされたため、工事の報酬から諸経費を控除した粗利相当額100万円の損害が生じた。上記工事は、原告が代表取締役を務める中津産業が受注していたものであるが、中津産業の実質的な株主は原告のみであり、中津産業に発生した損害は、原告の損害と評価すべきものである。

イ 精神的・身体的苦痛に対する慰謝料

警察官の一連の違法行為によって生じた原告の精神的・身体的苦痛を慰謝するための慰謝料の額としては、200万円が相当である。

ウ 弁護士費用

警察官の一連の違法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当損害金は、30万円である。

（被告の主張）

ア 否認し争う。

イ 中津産業は、原告以外の従業員も含めて運営されているのであって、中津産業の損害を原告の損害と評価できるような事情はない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 中野署に移動するまでの経過

ア 警視庁第一自動車警ら隊のD（以下「D」という。）巡查長は、同警ら隊のE（以下「E」という。）巡查長が運転する警ら用無線自動車の助手席に乗車して警ら活動を行っていたところ、午後9時24分頃、本件道路において、前方で停車中の本件車両を発見した。警ら用無線自動車が本件車両の右側方を通過する際、D巡查長が、原告の表情を確認すると、原告が、少し顔を上げて警ら用無線自動車を見て、すぐに真下に視線をそらしたように見えたことから、D巡查長は、原告に対する職務質問を実施することとした。

本件車両の前方に停車した警ら用無線自動車から降りたD巡查長は、午後9時25分頃、本件車両の運転席に近付き、作業服姿で運転席に座っていた原告に声をかけた。D巡查長は、原告に対し、本件車両内に危険な物品がないか確認させてもらうことを依頼したところ、原告は、即時にこれを了承し、本件車両から降りた。原告は、D巡查長から求められて、免許証を提示した。

イ D巡查長及びE巡查長が本件車両内を確認したところ、本件車両内には、一見して様々な工具ないし器具類が積み重ねられている状態であり、運転席側のドアポケット及び助手席側のダッシュボード上の小物入れ内から鞘付きナイフ合計3本が発見され、助手席の正面に位置するダッシュボード上からツールナイフ1本が発見された。D巡查長及びE巡查長が、原告に対し、これらのナイフ4本の携帯理由について質問したところ、原告は、仕事で使用している旨回答した。

引き続きD巡查長が本件車両内を確認したところ、シフトレバー右側面に取り付けられた黒色小物入れ内に差し込まれていた本件各器具が発見された。本件各器具は、先細りしている先端部分から同小物入れ内に差し込まれており、その先細りしている状況が外部から見えない状態であった。D巡查長が、原告に対し、本件各器具の携帯理由について質問したところ、原告は、車が水没したときに車内からガラスを割って脱出するために持っていた旨答えた。本件車両のハンドル下側には別のガラス割りも取り付けられていたことから、E巡查長がそのことを指摘すると、原告は、当該ガラス割りは本件車両を買ったときについていたものであるから知らない旨答えた。原告は、本件各器具の携帯理由について更に追及されると、本件各器具を仕事でガラス割りとして利用しているとか、車の水没のときにも利用するし仕事でも利用するなど回答した。

E巡查長が本件車両内の確認を続けたところ、シフトレバーの付近から、未開封の状態の催涙スプレーが発見された。E巡查長が、原告に対し、催涙スプレーの携帯理由について質問したところ、原告は、警察官から、ケース等の中に入れて持ち歩くことは問題ないと聞いたなどと回答した。

ウ D巡查長は、原告が、ナイフ4本、本件各器具及び催涙スプレーを所持していたことについて、軽犯罪法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反のおそれがあると考え、午後9時35分頃、中野署へ応援要請したところ、午後9時40分頃、中野署の警察官4名及び警ら用無線自動車の乗務員2名が現場に到着した。

その後、E巡查長が、原告に対し、本件各器具の携帯理由等について事情聴取するために中野署への任意同行を求めたところ、原告は、翌日の早朝から仕事がある旨述べて難色を示したものの、最終的には任意同行を承諾したことから、午後10時頃、D巡查長が本件車両の助手席に乗り、原告が本件車両を運転し、警ら用無線自動車が本件車両を先導して、原告及び警察官らは中野署へ移動した。

（以上につき、甲19、27、乙1、10、13、原告本人、証人D）

(2) 中野署における経過

ア E巡查長が、中野署において、原告の承諾を得て本件車両の後部トランク内の確認を行った後、D巡查長及びE巡查長は、午後10時7分頃、原告を中野署地域課F（以下「F」という。）警部補に引き継いだ。同課G（以下「G」という。）巡查長、同課H（以下「H」という。）巡查及び原告は、中野署4階にある取調室へ移動した。

G巡查長及びH巡查は、取調室において、原告が危険な物品等を所持していないか確認するため、原告に対し、ジャンパー及びズボンのポケット内の物品を取り出すよう依頼したところ、原告が携帯電話を取出したので、原告にこれを取調室の机の上に置かれた箱の中に置いてもらった。G巡查長が、原告の承諾を得て、原告の着衣の外側から手で触ったり、ジャンパーのポケット内に手を入れたりして、所持品が残っていないかを確認したが、所持品は発見されなかった。

（以上につき、乙10、13、14、証人H）

イ その後、F警部補は、午後10時30分頃から、原告に対する事情聴取を開始し、本件車両内から発見されたナイフ4本、本件各器具及び催涙スプレーの携帯理由等について質問した。その上で、ナイフ4本については、仕事に使用しているとの原告の供述どおり、原告の第二種電気工事士の登録番号が記載されたシールが貼付されていることが確認され、催涙スプレーについては、未開封のパッケージに入ったままであることから軽犯罪法1条2号にいう凶器携帯に該当しないと見て、それらについて軽犯罪法違反又は銃刀法違反には該当しないと判断した。他方、本件各器具の携帯については、上記のような番号が記載されたシールが貼付されていないことなどから、正当な理由のない凶器携帯として軽犯罪法違反の疑いがあると判断し、原告を軽犯罪法違反（本件被疑事件）の被疑者として取り調べることにした。

F警部補は、原告に対し、原告の身上関係、職務質問を受けるに至る経緯、本件各器具の入手経緯、本件各器具の携帯理由等について質問した。

（以上につき、乙9、11、15、証人F）

ウ F警部補が取調べを開始してから1時間程度のうちに、F警部補が取調室から退室し、H巡查が入室した際、原告は、H巡查に対し、携帯電話を使用して自宅に電話をしたい旨申し出た。H巡查は、取調室を退室してF警部補と相談してから取調室に戻り、原告に対し、取調中であることから警察官が代わって原告の自宅に電話連絡をする旨提案して承諾を求めたところ、原告が承諾したことから、H巡查は、原告の自宅に電話をかけ、原告の妻に対し、原告が携帯していた物品について原告から事情を聴取している旨連絡した。

（甲28、乙14、15、証人J、同H）

原告の妻は、上記の電話を受けた後、自宅において原告の帰宅を待っていたが、午前2時頃になっても原告が帰宅しないことから不安に感じ、中野署に電話をかけて原告の取扱いがどうなっているかなどについて問い合わせたところ、電話に出た警察官から、まだ分からないなどと言われ、原告と直接会話することはできなかった。（甲13、28、証人J）

エ F警部補による原告の取調べは、午前3時30分頃まで継続され（なお、下記カのとおり、鑑識資料作成のため、午前3時15分頃から午前3時25分頃までの間、取調べは中断した。）、原告の供述調書1通が作成された。このとき、F警部補は、原告から聴取した内容を踏まえて供述調書を作成し、これを原告に読み聞かせたが、原告が、取調べを受ける理由はない旨を付け加えることなどを要望したため、F警部補は、原告の要望を踏まえて、末尾に「このガラス割りは、現場で緊急時にガラスを割るのに必要な工具であ

り、建設業者として正当な理由があると考えていますので、取調べを受ける理由は全くありません。」との文言を加えた供述調書を作成し直して読み聞かせ、原告がこれに署名押印した。

上記供述調書は、全3頁のものであり、〔1〕まず原告の身上関係等として、肩書地所在の住居に妻及び子の3人で暮らしていること、前科はなく、平成2年に会社を設立して、東京都水道局を通じて依頼される緊急工事等に携わっていることなどが記載され、〔2〕本件被疑事実については、本件各器具は建設現場ではガラス割りの工具として通用しているものであり、原告としても緊急時にガラスを割らなければならない時に必要なので、インターネットサイトで購入し作業車内の工具箱に入れているが、隠しているわけではないこと、災害用のガラス割りも作業車内に常備しているが大きくて使いにくいいため本件各器具を携帯していることなどが記載された上、上記括弧内の文言が加えられている。

(以上につき、乙9、11、15、証人F)

オF警部補及びH巡査は、取調べの合間に、原告に対し、本件各器具の任意提出を求めたところ、原告は、本件各器具を任意提出する旨の任意提出書及び本件各器具の所有権を放棄する旨の所有権放棄書を作成した。

(乙14、15、証人H、同F)

カ H巡査は、取調室において、原告に対し、原告の写真撮影及び指掌紋記録作成を行うことへの協力を求めたところ、原告は不満げな様子を示したが、捜査対象者には皆協力をしてもらっているなどのH巡査の説得に応じて、午前3時15分頃、H巡査とともに写場へ移動した。写場において、中野署刑事組織犯罪対策課K(以下「K」という。)巡査長は、原告に対し、体の向きを指示するなどしながら原告の写真を撮影した。また、K巡査長は、指紋採取用のライプスキャナで、自らの手を原告の手に添えて指を回したり、原告の手を上から押したりして、原告の指掌紋記録を作成した。(乙14、証人H)

キ F警部補は、原告に対する取調べを終えた後、原告に対し、本件車両内の写真を撮影することや、それが終わったら警察官が原告の自宅まで同行して原告の自宅を確認することの承諾を求め、原告は、これに応ずる旨述べた。G巡査長及びH巡査は、午前3時45分頃から午前4時頃までの間、中野署駐車場において、原告を立会人として、本件車両内の写真撮影を行った。このとき、G巡査長及びH巡査は、原告に、ナイフ4本、本件各器具及び催涙スプレーが職務質問時に本件車両内に置かれていた状況を再現させた上、それらが置かれていた場所を指で指し示してもらい、その状況を写真撮影した。(乙1、15、証人F)

ク 原告は、F警部補による取調べが終了した後の午前4時過ぎ頃、自らの携帯電話を使用して妻に電話をかけ、これから警察官とともに自宅に戻ることを伝えた。(甲27、28、証人J、原告本人)

(3) 住居確認の状況

その後、原告の住居を確認するため、中野署の警察官2名が警ら用無線自動車に乗り、H巡査が原告の運転する本件車両に乗って、原告及び警察官らは中野署を出発し、午前5時頃、東京都大田区内の原告の自宅に到着した。H巡査らは、建物3階にある原告の自宅の前で、原告が自宅の出入口ドアの鍵穴に鍵を差し入れている状況や開錠する状況のほか、原告が自宅内から持ってきた原告宛ての郵便物を写真撮影するなどして、原告の取扱いを終了した。(乙12、証人H)

(4) 本件当日以降の経過

ア 原告は、代理人弁護士を通じて、平成31年3月9日、中野署長に対し、同年2月4日から同月5日にかけて行われた原告に対する徹夜を伴う長時間の違法な捜査について、書面によって謝罪することや、上記捜査によって原告が被った損害合計300万円を賠償することなどを求める通知書を送付した。また、原告は、代理人弁護士を通じて、その頃、東京都知事、警視庁警視総監及び東京都公安委員長に対し、上記通知書の写しとともに、今後違法な職務質問及び取調べが行われないようにすることなどを求める申入書を送付した。

中野署長は、平成31年4月19日頃、原告に対し、中野署の警察官の原告に対する取扱いに不適切な点は認められない旨の苦情処理結果通知書を送付した。

(以上につき、甲3、5、6)

イ 中野署長は、平成31年4月19日、本件被疑事件につき、東京区検察庁検察官に送致した。東京区検察庁検察官は、同月26日、本件被疑事件につき、嫌疑不十分を理由として不起訴処分とした。(前提事実(4))

(5) 本件各器具の形状等

本件各器具の形状等は、以下のとおりである。(乙2)

ア 本件器具〔1〕について

本体とキャップから構成されている。本体は、最大幅が約1.4センチメートル、長さが約13.2センチメートルの円筒状で、両方向の先端に向かって先細りしている形状であり、先端はいずれも円錐形である。本体の中央部分には、4か所のくびれがあり、握りやすい構造をしている。本体の先端の一方はボールペンとなっている。キャップは、ねじ込み式で、本体の両端のいずれにも装着でき、キャップを本体のボールペン側に装着した状態の長さは、約15.3センチメートルである。本体とキャップを合わせた重量は、約37.4グラムである。

イ 本件器具〔2〕について

本体とキーリングから構成されている。本体は、最大幅が約1.3センチメートル、長さが約13.9センチメートルの円筒状で、一方の先端に向かって先細りしている形状であり、その先端は円錐形である。本体の中央部分には4か所のくびれがあり、握りやすい構造をしている。本体の先細りしていない方の端には、外径約3センチメートルのキーリングが付いている。本体とキーリングを合わせた重量は、約41.7グラムである。

2 争点1(警察官の行為が国家賠償法上違法か)

(1) 国家賠償法1条1項の違法について

国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであり、同項の違法は、公務員の行為が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したことをいうものと解するのが相当である(最高裁昭和53年(オ)第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁等参照)。

(2) 職務質問について

ア 原告に対する質問の開始及び本件車両内の確認を求めた行為について

(ア) 職務質問について、警職法2条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。」と規定し、職務質問の対象者において不審事由が存在することを要件としてい

る。したがって、職務質問が適法に行われたというためには、対象者の異常な挙動その他周囲の事情等から合理的に判断して、不審事由の存在が認められることが必要であると解される。

そこで検討すると、D巡査長は、停車中の本件車両の運転席に座っていた原告が、本件車両の側方を通過する警用無線自動車を見て、すぐに真下に視線をそらしたように見えたことから、原告に対する質問を行うこととしたものであり（認定事実（1））、D巡査長の陳述書（乙13）及び証言には、上記のような原告の挙動が「異常な挙動」に該当し、不審事由があると判断したとの部分がある。しかし、このような原告の挙動は、警察官との接触を避けようとする意思の存在を一応うかがわせるものの、本件車両が停車されていた場所は、幹線道路上で人目につく場所であり、かつ、本件車両の外観等から何らかの不審事由を疑うような事情があった様子も見当たらないことなどその他の事情を考慮すると、上記の原告の挙動のみをもって、警職法2条1項の要件に該当するとまで認めることは困難である。

（イ）もっとも、警職法2条1項は、警察の責務として、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」を規定しており、警察官が、上記責務を達成するために必要な活動として職務質問等を行うことについても、それが対象者の任意の協力を求める形で行われ、対象者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる場合には、適法性が認められる場合があると解される（最高裁昭和53年（あ）第1717号同55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272頁参照）。

そして、上記（ア）のような原告の挙動は、警察官との接触を避けようとする意思を一応うかがわせるものであるから、D巡査長が原告に声をかけて質問したことは、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に当たることといった警察の上記責務を達成するために必要な活動といえるものである。また、D巡査長が、停車中の車両内にいた原告に声をかけ、本件車両内に危険な物品がないか確認させてもらうことを依頼したのに対し、原告は即時に了承してこれに応じたという状況であったから（認定事実（1）ア）、原告に対する質問及び本件車両内の確認の依頼は、原告の任意の協力を求める形で行われたものであり、原告の自由が不当に制約されたともいえないから、D巡査長が原告に対する質問を開始し、本件車両内の確認を求めた行為が違法であったとはいえない。

イ 職務質問の継続について

（ア）原告は、本件車両内から本件各器具等が発見されたとしても、そのことにつき犯罪の嫌疑がなく、警職法2条1項の要件を欠くから、警察官が職務質問を継続したことは違法であると主張する。

しかし、軽犯罪法1条2号は、「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」を処罰（拘留又は科料）の対象としているところ、本件各器具は、一方又は両方向の先端に向かって先細りしている形状であることや、本体の中央部分にくびれがあって、握りやすい構造をしていること（認定事実（5））からすれば、その使用方法によっては、人の身体に危害を加えるために用いられることも疑われる器具である。そして、本件各器具が、仮に原告が主張するようなガラス割りの用途に用いられるものであったとしても、そのような使用方法は必ずしも広く認知されているわけではなく、いずれも、護身用としての用途も有する器具として一般に販売されていることが認められ（甲15、乙3、4）、かつ、本件各器具は、本件車両内において、先細りしている先端部分から小物入れに差し込まれ、その先細りしている状況が外部から見えない状態であり（認定事実（1））、そのような収納場所や収納状況にも照らすと、D巡査長らにおいて、原告が護身用として正当な理由がなく本件各器具を隠して携帯している可能性を疑ったことについては、一応の合理性があったといえるべきである。

そうすると、本件車両内から本件各器具が発見されたことにつき、軽犯罪法1条2号に違反すると疑うに足る相当な理由があるといえるから、警察官が警職法2条1項に基づき職務質問を継続したことが違法であるとはいえない。

（イ）これに対し、原告は、本件各器具は、ガラス割りとして、工事業者の業務上使用しているものであり、その所持には正当な理由があるから、原告に軽犯罪法違反の嫌疑は存在しなかったと主張する。

しかしながら、証拠（乙10、13、証人D）によれば、D巡査長らは、原告が本件各器具の携帯理由に関して追及された際の原告の様子や、原告の説明内容等から、本件各器具の携帯については軽犯罪法違反の嫌疑があり、その携帯理由についてより詳細な事情を聴取する必要があると判断して、原告に対する職務質問を継続したと認められる。

そして、認定事実（1）のとおり、原告は、本件各器具の携帯理由について質問された際、当初、車が水没したときに車内からガラスを割って脱出するために持っていた旨回答したものの、その後、更に質問された際には、本件各器具を仕事で利用している旨回答しており、その回答内容は、変遷しているとも捉えられたものである。原告は、上記2回目の回答は、ガラスを割る場面について詳細な説明を加えたにすぎず、説明が変遷していないなどとも主張するが、本件車両内には、本件各器具のほかに、ガラスを割るために利用される器具が積載されていたことから（認定事実（1）イ）、ガラスを割るための器具を複数携帯する必要性も直ちに理解し難い。

そうすると、D巡査長らが、本件各器具の携帯理由に関する原告の説明を鵜呑みにすることなく、詳細な事情を聴取する必要があると判断して職務質問を継続したことに、上記のとおり一応の合理性があったといえるべきであるから、D巡査長らが職務質問を継続したことが違法であると認めることはできない。

（3）中野署への任意同行について

ア 原告は、中野署への任意同行について、原告が警察官の要請を断って帰宅することは心理的にも物理的にも困難な状況であったから、強制力を伴う違法な任意同行であると主張し、原告本人は、任意同行を求められて拒絶したものの、複数の警察官に囲まれ、腕を払ったら「公務執行妨害だ」などと言われて本件車両の運転席に押し込められ、任意同行に応じなければ逮捕されると思ったなどと供述する。

イ しかしながら、原告が本件車両の運転席に乘れば、本件車両を運転することによりその場を離れることが容易になるから、警察官において、原告が公務執行妨害という犯罪行為に該当する行為を行ってまで任意同行を拒否していると考えていたにもかかわらず、そのような原告を本件車両の運転席に押し込めたという原告本人の供述は不自然であるといわざるを得ない。また、本件車両の停車場所に応援の警察官が到着してから中野警察署に向けて出発するまでの時間は20分程度であるから（認定事実（1）ウ）、警察官が原告に任意同行を求めてから移動を開始するまでの時間も20分以内の時間にとどまり、それほど長時間を要したとはいえないことからしても、原告が任意同行を強く拒絶し、警察官との間で身体的接触を伴うような対立が生じていた状況であったとは考えにくい。

そうすると、原告本人の上記供述を採用することは困難である。

以上によると、中野署への任意同行が強制力を伴うものであったとの原告の主張を採用することはできない。

ウ 認定事実（1）のとおり、E巡査長が、原告に対し、中野署までの任意同行を求め、原告がこれに応じ

たことから、原告及び警察官らは、中野署へ移動することになったものである。そして、原告に対する職務質問を継続する必要性が認められたことは前記(2)イのとおりであり、また、原告に対する職務質問は、幹線道路上で行われていたことからすれば、その場で職務質問を継続することが原告にとって好ましい状況ではなかったため、相当性を欠く措置であったともいえない。そうすると、警職法2条2項に照らし、E巡查長が原告に対して中野署への任意同行を求め、中野署へ移動したことが違法であるとは認められない。

(4) 中野署における取扱状況について
ア 当番警察官等による暴行及び差別的言動について

(ア) 原告は、当番警察官等が、中野署において、原告に対して、差別的で暴力的な言動を行うなど、社会的に相当といえる限度を超える違法な捜査を行った旨主張し、原告本人は、当番警察官等は、原告が中野署に到着した後、取調室までの移動中に原告を膝で蹴った、所持品検査と称して他の警察官に原告の肛門付近や陰部付近を執拗に触らせた、原告に対して建設業者なんてクソだなどと言った、原告の腕を引っ張るなどして原告を写場へ連行した、指掌紋記録作成の際に転倒して左膝を強打して負傷した原告に、「おい、障害者。」などと言ったなどと供述する。

(イ) しかしながら、G巡查長及びH巡查が、原告のジャンパーやズボンのポケット等に入った所持品の確認を行っているのであって(認定事実(2)ア)、本件被疑事件の内容や本件各器具が発見された場所等に照らしても、上記の所持品の確認に加えて、原告の肛門付近や陰部付近に隠匿されている物品の有無を確認する必要性を認め難い。そうすると、警察官が、原告の承諾なく、それらの部位の所持品検査を行おうとしたとは考え難い。

また、原告は、原告に対する取調べの終了後、帰宅前までの間に、中野署駐車場において、警察官から求められて、本件各器具が本件車両内に置かれていた状況等を再現し、その置かれていた場所を指で指し示すなどし、警察官がその状況を写真撮影することに応じており(車両内写真撮影報告書(乙1)、認定事実

(2)キ参照)、また、警察官が原告の住居を確認した際、警察官が、原告が自宅の出入口ドアの鍵穴に鍵を差入れている状況等を写真撮影することにも応じていたものであって(住居確認結果報告書(乙12)、認定事実(3)参照)、それらの写真撮影に際して原告と警察官との間で揉めるなどした様子はいかがわれない。そうすると、それより前の時点で行われた原告の容貌についての写真撮影の際、原告が強い抵抗を示していたとも考えにくく、そもそも、原告の写真撮影や指掌紋記録作成を原告の承諾なく的確に行うことは物理的にも困難であるといえることから、これを行うに当たって、原告と警察官で引っ張り合いになっていたという事実を認めるのは困難である。

(ウ) これに対し、原告は、写場へ移動する際に原告と警察官とで引っ張り合いとなり、原告のジャンパーのポケットの縫い目が破れたとして、ポケットの縫い目が破れているジャンパーの写真(甲24)を証拠として提出する。しかしながら、当該写真は、本件訴訟が提起されてから2年以上経過した令和3年6月に撮影され(原告本人、弁論の全趣旨)、その後、証拠として提出されたものであることに照らすと、当該写真が本件当時の状況を推測させるものとして高い証明力を有するとはいえない。

また、原告は、指掌紋記録を作成する際に、原告と警察官複数名とで引っ張り合いになり、膝を強打して負傷したとして、左膝捻挫と診断された診断書(甲4)を証拠として提出する。しかしながら、原告が医療機関を受診したのは、平成31年2月19日であり(甲4)、本件の当日から2週間経過していることや、診断された病名が、左膝捻挫という比較的軽い傷害であることに照らすと、原告が本件当日に左膝捻挫を受傷したとは必ずしも考え難く、当該診断書が原告の主張を強く裏付けるものとはいえない。

(エ) 以上によれば、原告本人が供述する当番警察官等の言動は、不自然といわざるを得ない点が多く、上記供述を裏付ける的確な証拠もないことに照らせば、原告の上記主張を採用することはできないというべきである。

イ 所持品検査について

(ア) 所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、警職法2条1項による職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが相当である(最高裁昭和52年(あ)第1435号同53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁参照)。

認定事実(2)アのとおり、G巡查長及びH巡查は、原告が中野署の取調室に入った際、原告が危険な物品等を所持していないか確認するため、原告の承諾を得た上で、原告の着衣の外側から手で触ったり、ジャンパーのポケット内に手を入れたりしたものとも認められる。

このように原告の承諾を得て行われた所持品検査は、前記(2)(3)のとおり適法に行われた職務質問と密接に関連するものであり、その方法・態様が相当性を欠くものとはいえないから、違法であったとは認められない。

(イ) これに対し、原告は、警察官が、原告の承諾なく、原告のジャンパー及びズボンのポケットに手を入れたり、原告の肛門付近や陰部付近を執拗に触ったりしたと主張し、また、原告本人も、警察官が勝手に原告の胸ポケットから携帯電話等を取り出すなどしたと供述する。

しかしながら、警察官が原告の肛門付近や陰部付近を執拗に触ったりしたという主張を採用することができないことは、前記アのとおりである。

また、原告のスマートフォンは、取調べ中、取調室の机上に置かれていた(争いが無い。)上、原告本人の供述によれば、警察官の隙を見てスマートフォンを取り返すこともできたというのであるから、警察官が、そのような位置に置くために、原告の承諾を得ることなく原告のポケットからスマートフォンを取り出したというのは、いささか飛躍があって不自然である(なお、原告は、訴状において、警察官の指示に応じてポケットに入っていたものを全て取り出した旨の説明をしていたところであり、その後に上記のような主張をするようになった経緯について、合理的な説明はない。))。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 写真撮影及び指掌紋記録作成について

(ア) 個人がみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由や、指紋の押捺を強制されない自由については、公共の福祉のために必要がある場合には相当の制限を受けることがある(憲法13条)。そして、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者を裸にしない限り、裁判官の発する令状によることなく、身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することができる(刑事訴訟法218条3項)、このことに照らせば、任意捜査としての取調べが行われるときであっても、必要性があり、被疑者の承諾が得られる限りは、被疑者の写真を撮影したり、指紋を採取することなどもできると解される。

(イ) 原告は、警察官が、原告の承諾を得ることなく、また、写真撮影及び指掌紋記録作成を行う必要性などなかったにもかかわらず、容疑を認める供述調書への署名押印に応じない原告に対する意趣返しのために、写真撮影及び指掌紋記録作成を行ったと主張する。

しかしながら、原告が写真撮影及び指掌紋記録作成に承諾していなかったとは考え難いことは、前記アのとおりである。また、警察官が、原告に対する取調べの後、原告の供述の裏付け捜査等を実施するに当たり、原告と特定の者との同一性を確認したり、原告が物品を手で触ったかどうかを確認したりする必要がある可能性は否定できないから、原告の写真撮影及び指掌紋記録作成を行う必要性がなかったとはいえない。

したがって、警察官が原告の写真撮影及び指掌紋記録作成を行ったことが違法であるとはいえない。

(5) 取調べを中心とする平成31年2月4日及び同月5日を通じた取扱状況について

ア 中野署の警察官は、午後10時過ぎに原告を中野署に任意同行してから、午前5時頃に原告の自宅に到着して写真撮影を行うなどするまでの間、原告に対する任意捜査を継続した(認定事実(2)、(3))。

その捜査の内容をみると、原告に対する取調べが約5時間行われており、捜査の主要な部分を占めているところ、任意捜査の一環としての被疑者に対する取調べは、事案の性質、被疑者に対する容疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において、許容されるものである(最高裁昭和57年(あ)第301号同59年2月29日第二小法廷決定・刑集38巻3号479頁等参照)。

イ 原告は、そもそも原告に対する取調べは、実質的な逮捕と同視すべき状態であった旨主張するが、原告は、取調べ終了後に本件車両内の写真撮影や自宅における写真撮影といった捜査に応じていたこと(認定事実(2)キ、(3))などの事情に照らすと、取調べの時点において、これを明示的に拒絶する態度を示していたとまでは認めることができない。

したがって、原告に対する取調べが実質的な逮捕に当たり違法であるとの原告の上記主張は、採用することができない。

ウ(ア)そこで、任意捜査としての取調べの相当性等について検討するに、本件被疑事件は、原告が正当な理由がなく凶器である本件各器具を隠して携帯していたという軽犯罪法違反被疑事件であるところ、本件各器具は、警察官が本件車両内を確認した際に発見され、原告は、D巡查長による職務質問に対し、本件各器具を仕事で使用するために携帯していたなどと回答していたことからすれば、原告に対する取調べにおいて主として解明すべき事項は、本件各器具を携帯することについての正当な理由の有無や、本件各器具を隠していたことについての犯意の有無(以下、これらの事項を併せて「本件事項」という。)であったといえる。

そして、上記2(2)イのとおり、職務質問の際の原告の説明内容には変遷や不自然と受け取れる点も見受けられたことから、その変遷の理由等を含めて、供述の合理性を多様な観点から検証し、原告に対する取調べにおいて追及する必要性はあったといえ、警察官において、原告に対する取調べを実施したこと自体が違法であるとはいえない。

(イ)もつとも、原告は、F警部補による取調べにおいては、取調べの当初から一貫して、本件各器具を仕事でガラス割りの用途に使用するためにインターネットサイトで購入し、携帯していたなどと供述していたのであり(証人F、原告本人)、その取調べの間を通じて、本件事項に関する原告の供述内容に変遷があった様子はうかがわれない。

そして、本件被疑事件は比較的単純な事案であり、その証拠関係も複雑とはいえず、最も重要な物的証拠は原告が任意提出した本件各器具であって、その他、原告の供述と明らかに矛盾する証拠が存在したわけでもないことからすると(証人F)、証拠との矛盾点等について原告から詳しく事情を聴取する必要性があったとも認められない(原告の供述調書に録取された内容(認定事実(2)エ)をみても、証拠等に照らしながら具体的にかつ詳細な取調べが行われたとはいえない。))。

原告に対する取調べは、深夜にわたり継続して行われたものであり、このような取調べは、被疑者とされた者の心身に多大な苦痛、疲労を与えるものであるから、容易に是認できるものではなく、しかも本件では、警察官は、本件車両内の写真撮影といった基本的な捜査を取調べ終了後に行うことを予定していたため、原告に対して長時間の取調べが実施された場合には、帰宅までに徹夜を伴う形になることが十分想定された状況であった。そして、原告は、中野署への任意同行を求められた際、翌日早朝から仕事がある旨述べたことは難色を示した上で、警察官の説得に応じ任意同行を承諾したものであり(認定事実(1))、そもそも取調べには消極的な姿勢で臨んだものと考えられ、その他、原告において、深夜にわたる取調べやその他の捜査を受けることを積極的に希望していたことをうかがわせる事情は見当たらない。むしろ、原告は、F警部補に対し、供述調書の末尾に、取調べを受ける理由がないことを訴える趣旨の記載をするよう求めていることなどからすると、取調べを受けている最中にも、可及的速やかに取調べを終えて帰宅したい旨の希望を伝えていたと考えるのが自然である。

上記の事情を考慮すると、原告の供述の合理性を検証する必要性があったとの上記(ア)の点を考慮したとしても、本件被疑事件について、原告の取調べを深夜にわたり継続し、約5時間をかけて実施したことの合理的な理由は見出し難く、相当性を欠くものであったというべきである。

(ウ)これに対し、F警部補は、原告に対する取調べを後日実施した場合には、本件各器具の入手経路等について原告が口裏合わせや証拠隠滅を図るおそれがあったという趣旨の証言をするが、その証言内容を考慮しても、罪証隠滅のおそれは抽象的なものといわざるを得ず、本件被疑事件の内容や性質に照らしても、深夜にわたり長時間の取調べを実施すべきであったことの必要性を裏付けするものとはいえない。

ウ(イ)そして、中野署の警察官は、原告の取調べ終了後も引き続き、原告を立会人とする本件車両内の写真撮影を行った後、原告が運転する本件車両に同乗して原告の自宅まで同行し、午前5時頃から原告の自宅において写真撮影を行うなどして、原告に対する捜査を継続したものであって、原告に対する取調べ及びその後の捜査は、深夜にわたり継続して行われたという点において、社会通念上任意捜査として許容される限度を超えたものに至っていたというべきであり、違法性が認められるというべきである。

以上のとおり、警察官らが、このような違法な取調べ及び捜査を行ったことは、公務員の職務上の法的義務に違反し、国家賠償法上も違法と認めるのが相当である。

3 争点2(損害額)

(1) 工事のキャンセルに伴う逸失利益について

原告は、警察官らの一連の違法行為による極度の疲労と睡眠不足により、原告が代表取締役を務める中津産業が受注していた工事をキャンセルすることを余儀なくされたところ、中津産業の実質的な株主は原告のみであり、中津産業に生じた同工事の粗利相当額の損害は、原告の損害といえるものと主張する。

しかしながら、中津産業は、10名の正社員が勤務する会社であり、各従業員が工事現場を分担するなどして事業を継続していること(甲27、原告本人)からすれば、会社である中津産業が工事をキャンセルせざるを得なくなったことによる粗利相当額の損害を、原告の損害と評価することはできない。

(2) 精神的・身体的苦痛に対する慰謝料

前記2(5)のとおり、原告は、深夜にわたり継続して取調べ及びその後の捜査を受けたことにより、相

当程度の精神的苦痛を被ったというべきであるものの、原告に対する取調べの必要性がなかったわけではないこと、その他本件に表れた一切の事情を考慮すると、原告の精神的苦痛に対する慰謝料は20万円が相当である。

(3) 弁護士費用

本件事案の内容等に照らすと、本件の違法行為と因果関係のある弁護士費用は、2万円が相当である。

(4) 以上によれば、原告の被った損害は、合計22万円と認められる。

したがって、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、22万円及びこれに対する違法行為の日である平成31年2月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができる。

第4 結論

よって、原告の請求は、主文掲記の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言については、相当でないから、これを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官 加本牧子 裁判官 岩田真吾 裁判官 矢崎達彦